

○議案第29号 守口市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

さて、本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会福祉法の一部が改正され、本市の区域内に主たる事務所を有し、事業の実施区域が本市の区域を超えない社会福祉法人の設立認可等の権限が市に移譲されたことに伴い、外部有識者等による専門的見地からの審査の必要性や各市の動向等を勘案し、市長の附属機関として設置するため、条例制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、本案は権限移譲を受けた本年4月当初、要綱により審査委員会を設置していたにもかかわらず、短期間のうちに地方自治法に基づく市長の附属機関とすることに変更されたところである。これは、審査委員会のあり方について、再度検討を加えられた結果であるが、現在、地方分権が推進される中で、今後も基礎自治体への権限移譲が予定されていることから、移譲を受けるにあたっては、早期から検討を加え、その事務の性質やあり方を慎重に見極めながら、移譲後の事務の適正かつ円滑な執行に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。